

## 守口市公園施設等包括管理業務委託特記仕様書

各業務における作業内容は次のとおりとする。

また各業務における対象及び頻度、実施方法について、現状の実施水準等を示すが、受託者が有するノウハウを活用し効率的・効果的な業務遂行により、現状以上の質を確保できる提案を行うこと。

また各業務の実施にあたり、進捗状況や完了報告等についてクラウド上でリアルタイムに確認するため「守口市公園管理システム」を用いること。そのために必要な機器の仕様等の詳細については、本市、受託者、クラウドシステム保守業者と協議の上決定するものとする。

なお、年度ごとの作業内容については、本市と受託者との間で協議を行い、一部増減する場合がある。

この特記事項に定めのない事項に関しては、本市と受託者が協議の上、決定する。

- 1 巡回業務
- 2 清掃業務
- 3 樹木等管理業務
- 4 保守点検業務
- 5 補修・修繕業務

# 1 巡回業務

## 1 巡回業務の概要

巡回業務は定期巡回と緊急巡回を主な業務とする。

### ①対象及び頻度

・定期巡回の対象施設、頻度については下表を標準とし、緊急巡回は必要に応じ実施するものとする。

分類		箇所数	公園名	頻度
A	都市公園	55	日吉公園外54箇所	1回／月 (年12回)
B	児童公園 その他公園	117	八雲中町1丁目第1児童公園 外116箇所	1回／2月 (年6回)

### ②実施方法

- ・公園内及びその外周を徒歩で巡回し、公園施設等に異常がないかを目視により確認する。
- ・巡回により、緊急を要する事態を発見した場合は、本市及び関係機関に直ちに連絡する。
- ・巡回により、使用（立入）禁止措置が必要と判断した場合は、速やかに本市に連絡するとともに、使用禁止テープ、カラーコーン等を用いて使用禁止措置を行う。また併せて使用禁止の旨を掲示する。
- ・巡回した公園と巡回内容を日報に記録し、月1回本市に提出する。

### ③その他の事項

- ・分類Bの公園において、公園利用者が多い、巡回の必要性が高いと判断した公園については巡回点検の回数を増やして対応する。
- ・保守点検業務における施設点検を実施した月は、巡回点検を免除できる。
- ・保守点検業務における遊具点検を実施した月は、遊具部分の巡回点検を免除できる。

## 2 清掃業務

### 1 清掃業務の概要

清掃業務はトイレ清掃、園内清掃、落ち葉清掃、側溝等清掃、公園維持管理ごみ収集、美化活動ごみ収集、清掃ボランティア資器材配布を主な業務とする。なお、令和5年度において落ち葉清掃はシルバー人材センターに委託している。

#### (1) トイレ清掃

##### ①対象及び頻度

・トイレ清掃の対象施設については下表を標準とする。業務期間は令和8年6月1日からとする。

トイレ清掃公園 (A公園)		尿石除去、通管対象公園 (B公園)
日吉公園	橋波公園	東郷公園
高瀬公園	八雲公園	南寺方東公園
佐太第1東公園	梶第1公園	大久保中央公園
金田中央公園	南寺方西公園	八雲北第二公園
八雲中央公園	金田公園	佐太中央公園
大宮公園	金田第二公園	神木児童公園
大日南公園	藤田公園	淀川側道公園
歩行路15号線	松月公園	
弥治右衛門碑前公園	南寺方公園	
大日町4丁目第2児童公園		
計19公園		計7公園

- ・A公園は週4回トイレ清掃を実施する。(B公園は清掃を実施しない)
- ・A公園、B公園ともに管つまり等に対する通管作業を実施する。

## ②実施方法

- ・床面、壁面も含め清掃を実施すること。(A公園)
- ・大便器、小便器共に洗剤等を用いて丁寧な清掃を実施すること。(A公園)
- ・詰まり等が発生した場合は、吸引機等を用いて除去を行うこと。必要に応じて吸引車、高圧洗浄車を用いて除去を行うこと。(A、B公園)
- ・必要に応じて尿石除去作業を実施する。(A、B公園)
- ・トイレットペーパーホルダー等が備えてあるトイレについては、トイレットペーパーの補充を行うこと。

## (2) 園内清掃

### ① 対象及び頻度

- ・園内清掃は全公園を対象とする。頻度については犬猫等の糞、空き缶等が散見される状況がないように適宜実施すること。

### ②実施方法

- ・園路、側溝、会所、植込み等も確認し、ごみ等がないか確認すること。
- ・収集した、ごみ等は適切に処分すること。

## (3) 落ち葉清掃

### ①対象及び頻度

- ・落ち葉清掃の対象及び頻度は下表を標準とする。

対象公園		時期・頻度
大宮南公園	藤田公園	1月頃・年1回
金田中央公園	藤田南公園	
金田東公園	佐太第一公園	
金田北公園	藤田西公園	
大日南公園	八雲北公園	
大日東公園	梶第一公園	
外島公園	弥治右衛門碑前公園	

菊水本町児童公園 弥治右衛門児童公園 外島北児童公園	
南寺方東公園	1 2月頃、1月頃・年2回

## ②実施方法

- ・落ち葉が多い公園を対象としているため、実施時期等を調整のうえ作業すること。
- ・園路、広場、樹林地だけでなく周辺に飛散した落ち葉等も回収すること。
- ・回収した落ち葉等は分別したうえで適正に処分すること。

### (4) 側溝等清掃

#### ①対象及び時期

- ・対象公園は保守点検業務において実施する側溝、会所の浚渫量調査により、土砂の堆積量が多い公園を対象として実施する。
- ・過年度の実績より、対象となる公園は年間 25 公園（都市公園 15 箇所、児童、その他公園 10 箇所）程度を想定している。
- ・施工の時期は、2月頃を想定している。

#### ②実施方法

- ・側溝清掃車、揚泥車等を用いて作業すること。
- ・作業状況に応じて交通誘導員を配置し作業すること。
- ・側溝、会所等に堆積した堆積物は適正に処分すること。

### (5) 公園維持管理ごみ収集

#### ①対象及び頻度

公園維持管理ごみ収集の対象施設、頻度については下表を標準とし、業務期間は令和7年4月1日からとする。

分類	箇所数	場所	頻度
都市公園	55	日吉公園外55箇所	1回/週
児童公園、その他公園	117	八雲中町1丁目第1児童公園 外117箇所	
市管理道路	—	ボランティア実施歩行路、街路	

## ② 実施方法

- ・公園利用に伴い発生したごみ、市民、町会、ボランティア等による公園清掃活動に起因したごみを適切に収集、運搬する。なお、園内に本市はごみ箱を設置していない。
- ・月曜日～金曜日を作業日とする。（祝日は作業日とするが、年末年始は業務期間外とする。）
- ・本業務（収集・運搬）を実施するに足る車両、清掃道具等を用いて実施すること。
- ・道路運送車両法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守すること。
- ・1週間で全ての公園を回れるよう、収集計画を立て市に報告すること。
- ・ボランティア等の清掃実施に伴い、ごみ発生の手続きが有った場合は速やかに対応すること。（連絡を受けた翌業務日には回収すること。）

## （6） 美化活動ごみ収集

### ① 対象及び頻度

美化活動ごみ収集の対象施設、頻度については下表を標準とし、業務期間は令和7年4月1日からとする。

団体数（個人含む）	回収箇所数	頻度
87団体	73箇所	2回／週

※団体数及び回収か所は令和4年度実績

### ② 実施方法

- ・まちの美化推進を目的とした美化活動登録団体・個人及び大阪府アドプロード協定団体並びに町会・自治会の清掃活動に起因したごみを適切に収集、運搬する。
- ・月曜日及び木曜日を作業日とする。（祝日は作業日とするが、年末年始は業務期間外とする。）※クリーンセンターの開庁日及び時間に準ずる。
- ・本業務（収集・運搬）を実施するに足る車両、清掃道具等を用いて実施すること。
- ・道路運送車両法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守すること。
- ・ボランティア等の清掃実施に伴い、ごみ発生の手続きが有った場合は速やかに対応すること。（連絡を受けた翌業務日には回収すること。）

## (7) 清掃ボランティア資器材配布

### ① 対象及び頻度

団体数（個人含む）	対象	頻度
約100団体	市民、町会、公園清掃ボランティア団体	随時

### ② 実施方法

・受託者は、公園清掃ボランティア団体等から連絡を受け、公園清掃ボランティア団体等の指定場所にごみ袋や箒、塵取り等の清掃用具等を購入し、配布すること。

・配布予定数量は過年度の実績等によるため、配布数の増減や配布資器材の変更については受注者にて対応すること。

清掃資器材	規格	数量
ごみ袋	90L	24,000枚
シュロ箒	大	50本
シュロ箒	小	50本
竹箒		100本
熊手		10本
てみ		10個
チリトリ		10個
軍手		100ダース
移植ごて		50本
ねじり鎌		24本
半月鍬		15本
チリトリバサミ		30本
サラエ		100本
ゴム手袋		48双
トイレ用洗剤	液体	120本
トイレトーパー	芯なし6本入り	40袋

## (8) その他

- ① この業務において発生するごみについては、適正に処理すること。

- ・一般廃棄物は、クリーンセンター（無償）へ搬入すること。  
クリーンセンターの開場時間は月曜日～金曜日の午前9時～午後3時30分（11時30分～13時までを除く）であり、その間に搬入すること。

② 実績

- ・公園維持管理ごみ 186,660 kg/年
- ・公園維持管理資源ごみ（缶、ビン、ペットボトル） 5,030 kg/年
- ・美化活動ごみ 約3,966袋（45L）/年
- ・美化活動資源ごみ（缶、ビン、ペットボトル） 約120袋（45L）/年

※令和4年度実績

### 3 樹木等管理業務

#### 1 樹木等管理業務の概要

樹木等管理業務は、樹木剪定、花壇等管理を主な業務とする。なお、令和5年度において中低木、藤棚の剪定はシルバー人材センターに、花壇等管理はシルバー人材センター及び就労継続支援を行う事業所に委託している。

樹木剪定時の処理先は、(株)都市樹木再生センター（大東市）若しくは(株)前田造園（枚方市（工場は交野市））とする。費用は受注者で負担する。処理量は年度毎に本市に報告する。

#### (1) 樹木剪定

##### ①対象及び頻度

・樹木剪定の対象施設については下表を標準とする。

分類	箇所数	公園名
都市公園	55	日吉公園外54箇所
児童公園、その他公園	117	八雲中町1丁目第1児童公園外116箇所
市管理道路	—	歩行路、街路等

・頻度、時期、想定数量については下表を標準とするが、公園利用者や隣接地の支障となる場合は適宜対応すること。

樹種	頻度	数量	時期
高木落葉	1回/年	1545本	11月～12月頃
高木常緑	2年に1回（隔年）	2630本÷2	1月～3月頃
中低木	1回/年	73,829㎡	5月～10月頃
藤棚（上面）	1回/年	1,311㎡	11月頃
藤棚（側面）	3回/年	1221.4m×3	5月～12月頃
芝刈り	4回/年	6236.6×4	4・6・8・10月頃
除草	4回/年	72,000㎡×4	4・6・8・10月頃
薬剤散布	適宜	—	—

## ②実施方法

### 【高木落葉】【高木常緑】

- ・高木は自然樹形を活かし、園内景観の形成、樹木の健全な生育が行えるよう剪定する。
- ・公園利用者の安全、周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮した剪定、枝下しを行うこと。
- ・樹木の特性に合わせた作業を行うこと。
- ・作業内容に応じ、必要な有資格者を配置すること。

### 【中低木】

- ・樹木の特性に依じて、高さ、枝幅に留意しつつ、切詰め、中すかし、枯枝の除去等を行うこと。
- ・花木、生垣等目的に合わせた作業を実施すること。
- ・歩行路、園路と隣接する樹木は、ひこばえについて適宜対応すること。
- ・利用者の安全確保の観点から見通しの確保等を重視すること。

### 【藤棚】

- ・藤棚側面は公園利用者の妨げにならないよう刈込みを実施すること。
- ・藤棚上部は、密生なきように中すかしを行うこと。

### 【芝刈り】

- ・適切な長さになるよう芝刈りを行うこと。
- ・必要に応じ、レーキ、熊手で清掃を行うこと。

### 【除草】

- ・状況に合わせた機械、器具を利用し、地際より丁寧に刈込むこと。
- ・人力による除草は、繁茂している雑草類を残さないよう抜き取ること。また抜き取り跡は凹凸のないよう整地すること。
- ・作業中は、樹木類を傷つけないよう十分注意するとともに、人・建物・車両等に損傷を与えないよう安全確保、危険防止の措置を講じること。

### 【薬剤散布】

- ・日常巡視による病虫害の早期発見に努め、使用を極力控えることを基本とすること。
- ・やむを得ず実施する場合は、環境省「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」の内容を熟知、遵守して業務を行うこと。

## (2) 花壇等管理

### ①対象及び頻度

- ・花壇等管理の対象施設については下表を標準とする。

場所	植付	除草、清掃	灌水
土居駅前商店街	640	○	A
西三荘ゆとり道	10,320	○	A・B
京阪守口市駅前花壇	1,600	○	A・B
京阪守口市駅前水景	—	○	—
大枝南北町花壇	1,080	○	A
大日中央公園	2,050	○	A
桃町緑道公園	—	○	A
橋波10号線～ 南寺方35号線	—	○	A・B
三郷5号線	—	○	A
歩行路1号線	—	—	B
歩行路2号線	—	—	B
歩行路4号線	—	—	B
歩行路5号線	—	—	B
歩行路7号線	—	—	B
歩行路8号線	—	—	B
歩行路10号線	—	—	B
藤田11号線	—	—	B
大久保中央公園	—	—	B

- ・植付の頻度は年2回（4月頃、10月頃）実施すること。
- ・除草、清掃は4月～10月は週3回、11月～3月は週1回実施すること。
- ・灌水Aは草花を対象としており、4月～10月は週3回、11月～3月は週1回実施すること。
- ・灌水Bは樹木を対象としており、7月～9月の期間、週3回実施すること。

## ②実施方法

- ・除草、清掃は該当箇所の花壇、植樹柵、フラワーボックス、水景施設等を対象とし、発生したごみは分別して収集すること。
- ・灌水業務は午前6時～8時又は午後4時～6時の間に実施すること。
- ・灌水業務は市が貸与するホースリールを用いて実施することとし、午前6時～8時又は午後4時～6時の間に実施すること。

・灌水 B のみの実施個所は、ホースリールの配置、回収も実施すること。なお受け取り、返却箇所については東郷通 1 丁目広場（東郷通 1 丁目 17 番地）とする。

## 4 保守点検業務

### 1 保守点検業務の概要

保守点検業務は、公園施設全般の点検である施設点検と有資格者による遊具点検を主な業務とする。なお、令和5年度において施設点検はシルバー人材センターに委託している。

#### (1) 施設点検

##### ①対象及び頻度

・施設点検の対象施設及び頻度については下表を標準とする。

分類	箇所数	公園名	頻度
都市公園	55	日吉公園外54箇所	4回/年
児童公園、その他公園	117	八雲中町1丁目第1児童公園外116箇所	

・公園施設のうち樹木については年1回、国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて点検を行う。

・公園施設のうち側溝・会所については年1回土砂の堆積量を調査する。

##### ②実施方法

###### 【施設全般】

- ・目視及び触診にて各公園内にあるすべての公園施設を点検する。
- ・目視により対象施設の劣化状態、異常の判定を行う。
- ・触診により利用者が触れた時怪我につながる状況がないか確認する。
- ・可動部分がある施設は、摩耗、変形に注意し、スムーズに動くか確認すること。
- ・車止め、支柱等は腐食、ぐらつきがないか確認する。

###### 【樹木】

- ・年に1回行う樹木点検は高木、中木を対象として行う。
- ・国土交通省「都市公園の樹木点検・診断に関する指針（案）」に基づき実施する。
- ・調査結果は点検表にまとめるとともに、位置を公園図面に記載すること。

###### 【側溝・会所】

- ・年に1回行う側溝・会所の調査は公園内全ての、側溝、会所を対象とする。
- ・会所の内寸、側溝の幅、長さをテープ等で計測するとともに、土砂の堆積厚については計測棒を用いて計測すること。
- ・調査結果は公園図面に記載するとともに集計表を作成すること。

## (2) 遊具点検

### ①対象及び頻度

- ・遊具点検の対象施設及び頻度については下表を標準とする。

分類	箇所数	公園名	頻度
都市公園	55	日吉公園外54箇所	1回/年
児童公園、その他公園	117	八雲中町1丁目第1児童公園外116箇所	

遊具種別	遊具規格	基数
単体遊具	A	337基
単体遊具	B	135基
単体遊具	C	36基
複合遊具	小	37基

### ②実施方法

- ・国土交通省「都市公園の遊具の安全確保に関する指針」及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準」に基づき点検を行うこと。
- ・点検作業は4月～8月の間で実施すること。
- ・守口市公園施設長寿命化計画に基づき遊具の更新を予定しているため、その対象遊具等について市と十分な情報共有を実施すること。
- ・点検結果により、危険であると判断した場合は、本市に連絡し必要な対応を実施すること。

## 5 補修・修繕業務

### 1 補修・修繕業務の概要

補修・修繕業務は、巡回業務や保守点検業務などにより発見した損傷箇所の補修・修繕を実施する。

#### ①対象

- ・ 損傷箇所の補修・修繕に掛かる費用が 50 万円（税込み）未満のものを対象とする。
- ・ 補修・修繕の必要性の判断基準については、【別紙 4】「維持管理基準」のとおり、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生等により利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合とする。

#### ②実施方法

- ・ 特記仕様書、守口市土木工事共通仕様書、大阪府都市整備部土木工事共通仕様書、一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準」により、実施しなければならない。
- ・ 補修・修繕の実施方法、実施内容については、月例会議（仮称）等において報告すること。
- ・ 過年度実績より年間 5,000,000 円（税込み）を想定している。